

# 協働環境委員会会議録

令和4年6月23日(木)  
(開会) 10:00  
(閉会) 14:58

## 【 案 件 】

1. 議案第58号 飯塚市総合体育館条例
2. 議案第61号 財産の取得(移動式観覧席)
3. 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

## 【 報告事項 】

1. 新たなごみ処理施設建設候補地の選定について (環境対策課)

---

### ○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第58号 飯塚市総合体育館条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○スポーツ振興課長

それでは、「議案第58号 飯塚市総合体育館条例」について補足説明をいたします。

議案書の21ページをお願いいたします。

本条例案は、新体育館の整備に伴い、施設の趣旨、設置及び使用料等について規定するものです。

まず、条例の趣旨につきましては、飯塚市総合体育館の管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

設置の目的につきましては、第2条のとおり、市民のスポーツ振興、健康増進及び活力ある地域づくりに寄与することを目的として設置するものでございます。これは、一般のスポーツでの利用、スポーツ大会の開催のほかに、フレイル予防事業などの健康づくり事業や地域のイベントなど、また講演会などにも利用することを想定し設置目的といたしております。

施設の管理につきましては、第3条のとおり指定管理者に行わせることができるとしております。指定管理者が行う業務については、第2項のとおり、利用に関すること、維持管理に関することとしております。

利用時間及び休館等については、第4条に別表第1のとおりとしており、利用の許可については第5条に、利用許可の制限については第6条に、目的外使用等の禁止については第7条に、利用の制限については第8条に、利用許可の取消し等については第9条に規定しております。使用料については、第10条のとおり、別表第2に定める使用料を利用者に支払っていただきますが、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとしております。第2項では使用料の前納について、第3項では、指定管理者が管理する場合には利用料金として支払う旨を規定しております。

次に、使用料の減免等については第11条に、利用料金に係る基準については第12条に、使用料の不還付については第13条に、特別な設備の許可については第14条に、原状回復の義務を第15条に、損害賠償の義務を第16条に、販売行為等の禁止については第17条に、委任として第18条に、この条例での施行に関し必要な事項を規則で定めるとしております。附則には、この条例の施行期日について規則で定める日から施行すると規定し、準備行為については、この条例の施行の前日においても行うことができることを規定しております。また、この条例施行に伴い、飯塚市都市公園条例及び飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正することを規定しています。

最後に、施設の使用料金体制については、別表第2となりますが、専用及び部分利用について、トレーニング室について、個人利用について、会員利用について規定しております。また、別表第3として、臨時売店を設置する場合の使用料について規定しております。

なお、使用料については、現行の飯塚第1体育館料金と、利用面積当たりの金額が同程度となるよう設定しており、市内利用者にこれまで同様、利用しやすいようにしております。

以上簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において、審査要望のあった件の答弁を求めます。

○スポーツ振興課長

本会議にて、上野議員より審査要望のありました件について、ご回答をいたします。

まず、総合体育館の設置目的の説明をいただきたいということについてですが、先ほど補足説明の中で説明いたしましたので、省略いたします。

次に、新体育館の規模、概要の説明をいただきたいということにつきましては、新体育館概要としては、メインアリーナ、多目的ホール、多目的室、弓道場、トレーニング室の運動を行う施設と、会議や控室等の施設を有しております。メインアリーナは、バスケットコート3面が設置可能で、2階の固定観覧席は1030席、1階はロールバック式観覧席を含めて、約2千席が設置可能であります。多目的ホールは、バスケットコートが1面設置可能で、通常は主に武道での利用や、健康づくり事業での利用を想定しております。多目的室は、2つに仕切って利用が可能で、利用者数に応じて、利用することができ、主に運動教室や、サークル活動などの利用を想定しておりますが、会議室として利用することもできます。弓道場は、現在の弓道場と同程度で、公式では6人立ちでございますが、9人立ちで試合をすることも可能となっております。そのほかトレーニング室、会議室、大会時の控室などもあり、いろいろな大会、イベントの規模に応じて、フレキシブルに利用することができる施設となっております。なお、駐車場は、この体育館敷地の中で約150台が収容可能です。なお、周辺部には、市民公園の駐車場もございます。大型のイベントで駐車場に困ることは少なくなると考えております。

次に、指定管理制度の導入を考えているのか、また、導入の目的は何であるのかということについては、本会議でも答弁いたしました。指定管理者制度の活用を予定しており、指定管理者制度導入の目的は、第一に市民サービスの向上、次に、経費削減と考えております。指定管理者は、民間事業者として蓄積したノウハウがあり、そこで生まれる企画やアイデアをいかすことで、多様化する住民ニーズに応えることが可能となり、新たなサービスの提供が可能と考えております。また、魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実は、利用者満足度の向上につながると考えております。そして、自主事業による収益や柔軟な雇用確保によって、経費削減も可能になると考えております。

次に、指定の範囲はどのように考えて、今後のスケジュールはどうなっているのかということについては、今回の指定管理の指定の範囲は、新体育館と市民公園内のテニスコート、それと運動広場を併せて市民公園体育施設として、指定管理者にお願いしたいと考えております。今後のスケジュールについては、本条例の成立後に、指定管理者の選定のための作業を行い、指定管理者の指定は、12月議会上に上程したいと考えております。

次に、使用料設定の基本的な考え方について説明していただきたいということについては、新体育館の料金設定における基本的な考え方としては、まず面貸しを基本といたしまして、また一般の利用の方たちに、現在の第1体育館と比較して大きな負担増にはしないようにすることを基本に、料金を算出いたしました。これは、バスケットコートを基本単位として考え、このバスケットコート1面分の広さが、メインアリーナの場合は3分の1に当たりますけれども、第1体育館では、2分の1に当たります。この金額が大きな乖離がないようにしたいと考えた

ところでございます。実際算出に当たっては、年間の想定ランニングコストと開館時間、床面積、そして、受益者負担の割合を計算して、利用面積に応じて使用料を算出しております。なお、アリーナ等の主にスポーツ利用の施設については、受益者負担は2分の1で算出をいたしております。また、この中には照明料金も含んだ金額となっております。

次に現在の第1体育館と比較した場合の相違点はどうなっているのかということについては、新体育館では専用使用の場合、バスケットコートが3面となりますが、第1体育館では、2面となりますので、専用使用の場合にその広さが違ってきます。また、新体育館では、観覧席周りにランニングコースを設定していますので、専用使用においては、2階の観覧席を含め、このランニングコース分が付加されますので、専用使用においては、第1体育館と比較した場合に、使用料が増加しております。

次に、料金表の中の会員料金について説明いただきたいということについては、個人利用が可能な施設の範囲となりますけれども、施設を繰り返し利用していただく方を増やすことを目的に、1か月単位の会員料金を設定するものでございます。これは、会員券を発行し、施設利用に際して、受付にて会員券を提示し利用をしていただくということになります。

次に、予約や使用方法に違いはあるのかということについては、現状の第1体育館と特に違いはございません。

次に、臨時売店についてどのようなことを想定しているのかということについては、新体育館には常設の売店等のスペースを確保することはできませんでしたが、各種大会やイベント開催時には、多くの方が来館されます。その方たちへのサービス向上のため、臨時的に売店設置を想定しており、許可を受けることで、設置を可能とし、その手続を簡易化するために、今回条例中にその項目を入れたものでございます。館内、館外ともに、管理者が指定するエリアにおいて、臨時的売店を許可できることといたしております。なお館外の臨時売店については、キッチンカーでの出店も想定をしているところでございます。

最後に、定期的な休館日が設定されていないが、施設のメンテナンスや従事される方への配慮をどのように考えているのかということについては、施設のメンテナンスについては、メンテナンス業者へ委託することを考えており、メンテナンスの内容によっては、一定期間利用ができない場合も想定されますが、利用者に影響がないよう配慮したいと考えております。また、従事者については、指定管理者の募集要項にも定めませんが、労働基準法や、労働関連法令の規定を遵守するものとしており、必要な用務体制を確保するよう考えております。

以上、審査要望について、報告をいたします。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第58号 飯塚市総合体育館条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第61号 財産の取得（移動式観覧席）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○スポーツ振興課長

「議案第61号 財産の取得（移動式観覧席）」について補足説明をいたします。

議案書の35ページをお願いいたします。

本案は、移動式観覧席を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項、第8号及び飯塚市

議会に議決すべき財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定に基づき提出するものであります。

今回取得する財産は、市民公園に建設中の新体育館に設置する移動式観覧席で、取得価格7843万円、契約の相手方は、グッドイナフ株式会社、契約方法は指名競争入札となっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

次に、提出資料についてご説明をさせていただきます。

ファイル名が「イメージ図」と表記していますデータをお願いいたします。上部写真のアリーナの左右にあります階段状の席が、今回取得する移動式観覧席となります。これは、通常倉庫に収納し、使用の際は設置したい場所に移動することが可能であるため、用途や規模に応じて、最適な観覧環境を提供することができます。

次に、ファイル名が「平面図」と表記していますデータをお願いします。こちらは現在建設中の体育館の1階の平面図になります。今回取得する移動式観覧席は、収納場所と記載している場所に通常は収納し、使用する際は、移動した状態と記載していますような状態に配置することができます。ユニット数は6ユニットあり、1つのユニットは84席確保ができ、総席数は504席となります。なお平面図、左にあります観覧席は壁に固定されているため、使用に際し、この場所でのみ使用ができるものとなります。そのため今回は、この工事の中に含まれて施工をいたしているところでございます。

以上で、提出資料の説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において、審査要望のあった件の答弁を求めます。

○契約課長

6月20日の本会議で審査要望のございました、入札に応じた3者の商業登記簿謄本の中に、事務用家具の取扱いがあるのかということにつきましては、まず、グッドイナフ株式会社につきましては、謄本の中に、コンピュータ、周辺機器、通信機器、電話機器、ソフトウェア並びに家庭用電気製品、電子機器及び事務機器、事務用品の卸・販売、販売代理・仲介・輸出入業務、との記載がございます。次に、株式会社S・Yにつきましては、同様に次の物品の輸出入及び販売ということで、事務用品、OA機器、家具、電気製品、との記載がございます。最後に、株式会社福岡ソフトウェアセンターにつきましては、法人又は個人が製造、販売するコンピュータのソフトウェア、集積回路、通信機器・事務用機器の販売、との記載がございます。以上簡単ですが、審査要望に係る説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

資料要求をお願いします。1つは、移動式観覧席の仕様書をお願いいたします。もう少し詳しい分をお願いいたします。そしてあとは、詳しく言うと、市が所有している移動式観覧席の資料をお願いいたします。できれば、メーカーのカタログや定価等の資料。そして、3者がこれまで入札に入っていた3者のこれまでの市との取引の実績。それから、13者の入札参加資格申請書一式、物品取扱品目表及び実査調査書をお願いいたします。それから、新体育館メインアリーナの図式はわかりましたが、移動式観覧席を使った図面もわかったのですが、使用目的や使用頻度が分かる資料をお願いいたします。また、今回の入札関連書類を一式、質疑や回答、また準備の記録、見積書や見積業者の選定依頼、電話を含む内容のものをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:20

再開 10:43

委員会再開いたします。

先ほど金子委員のほうから、資料要求があり、複数件ありましたが、この際、もし他の委員の方で、資料要求がありましたら、併せて準備をさせますので、お諮りいたします。他に、資料要求のある方、いらっしゃいますか。

○永末委員

私のほうからは、4点お聞きしたいと思っています。1つが、入札の概要について。2つ目が、今回辞退が多く出ていますので、その点につきまして。あとは、落札された業者さんについて。それとあとは、その仕様書について聞きたいと思っていますので、それに関する資料要求をしたいと思いますが、先ほど金子委員のほうからも要求あった分と重なってしまうかもしれませんが、重なった部分は、それと一緒にということでさせていただいて、私のほうから請求したい部分を申し上げます。まず、入札の概要について、もしまとめている資料がありましたら、指名をされた日時でありますとか、質問を受け付ける期間でありますとか、実際に応札を受け付ける期間でありますとか、そういうのをまとめた資料がもしありましたらお願いします。あと辞退が多いということについては、ここについて問題意識もちょっと持っていますので、本会議場での答弁でもあっていましたが、辞退届というのが出されているということです。その10者の辞退届につきまして、全て要求させていただきます。あと、落札の業者さんにつきまして、質疑したい部分で、今仮契約を結ばれていると思いますので、その仮契約書につきまして、要求したいと思います。あと、実際の今回資格のある事業者さんの方々も、辞退もされたりしているというふうな状況もありますので、そもそも、その辺りに何か問題がなかったのかということも、ちょっと調査を私はすべきだと思いますので、そういった意味で、先ほど金子委員のほうからもあっていましたけれども、競争入札参加資格審査申請書の全てというわけではありませんが、その表面の申請書。それと、履歴事項の全部証明書、営業の経歴書と財務諸表。それと物品になりますので、物品に関する取扱品目表と実績調書というのを、13者分ご用意いただきたいと思います。あと仕様書について、お願いいたします。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:46

再開 11:07

委員会を再開いたします。

「議案第61号」の審査は一旦保留し、次の議題に進めます。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。

本案を審査するに当たり、提出者のうち、江口議員から補足説明及び質疑に対する答弁をしたい旨の申出がっております。

お諮りいたします。本委員会として、江口議員に提出を求めることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、江口議員に出席を求めることに決定いたしました。江口議員は、提出者席にご着席ください。

それでは、本案について提出者の補足説明を求めます。

○江口議員

補足説明に当たり、追加資料を提出させていただきたいと思います。委員長においてお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ただいま、提出者から補足資料を提出したい旨の申し出がありました。

補足資料の提出を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

補足資料をサイドボックスに掲載しましたので、確認をお願いします。

○江口議員

補足資料を提出させていただきました。資料についてご説明させていただきます。資料については、6点の文献等々を紹介させていただいております。

まず1点目、「太陽光発電設備の規制に関する条例の制定などのまとめ」であります。こちらは、地方自治研究機構というところのホームページになります。都道府県市町村における条例制定状況を皮切りに、対象地域、対象施設と規制手続。また、地域住民等への説明と理解の確保、適正管理、事業廃止後の処分、処分費用の確保・積立て、実効性の確保、罰則、事業の促進、条例改正の動き等、様々な視点での検討がなされております。このホームページによると、6月6日現在で、既に192の自治体が条例を制定されているということでございます。そしてまた、令和4年、今年に入ってからでも、12自治体が条例を制定しております。

次に2点目、「自治体法務研究のクローズアップ先進・ユニーク条例解説記事」として、自治体法務研究の2019年冬号の記事を紹介させていただいております。こちらは岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例について、県の担当者による解説記事であります。制定に至った背景や、制定までの流れ、条例の内容等。また、条例の制定後の動き、課題と今後の展望について書かれております。そして、こちらの岡山県の条例の中には、提案している条例案同様、設置禁止区域を規定されております。そして、この文献の中では、制定の効果として、当初は、日に十数件の問合せがあったものの、その中で、設置禁止区域を開発計画から外すという、条例の効果をあらわす声があったというふうな記載もございます。

次に、3点目として、自治体法務研究の2021年秋号、「条例制定の事例 ケーススタディー解説記事」として、山梨県太陽光発電施設の適正な配置及び維持管理に関する条例についての、同じく、県の担当者による解説記事であります。こちらについても条例の制定の背景、制定の経緯、条例の目的、特徴、概要、条例制定後について書かれております。そして、制定の背景には、当初、適正導入ガイドラインで指導を行っていたようなのですが、それについても限界があることや、全国的に事故事例が増加傾向にあること、そしてまた、県の8割を占める森林での設置を、原則禁止をしていること等が書かれております。また、適正な維持管理のため、稼働済みの施設を含め、維持管理計画の作成等を義務づけし、指導に従わない場合等は、国に通報してFIT認定の取消しを求めることを規定しております。

4点目は、第一法規の政策法務研修テキスト第2版、2005年の本なのですが、こちらの本の紹介記事であります。「第2章条例をつくろう」、こちらの中で、「条例制定の制定権の範囲、法律の範囲内の解釈」という記事がございます。この本に関しては、ここの部分に、この中では、かつては、法令が規制対象としている領域は、およそ条例は制定できないという解釈、法律先占理論が有力であったが、徳島市公安条例事件、昭和50年9月10日の最高裁大法廷の判決以降、判例においては、法令と条例の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の中に矛盾抵触があるかどうかによって決すべきとする実質的判断説がとられており、その判断基準は、このホームページの中の図の2の1のとおりであると書かれております。こちらについては、法と条例の関係性というこ

とでございますので、ご紹介させていただいております。

そして5点目については、西日本新聞、6月10日の朝刊1面に載った記事について紹介させていただきました。一部有料会員限定記事ではありますが、「なぜ再生エネ設備規制条例が急増」。こちらの西日本新聞では、「全国184自治体施行、5年で7倍」という記事がございます。こちらについても、同様の条例が非常に増えているということでございます。それだけ全国各地で、この問題について危機感を持って取り組まれているということでもあります。

そして最後、6点目として、「経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省庁共同による検討会」について、ご紹介させていただいております。こちらは、「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会」として、今既に、4回審議がなされております。6月20日現在、4回開催されております。それぞれの資料をぜひお読みいただき、十分ご検討いただければと思っております。

それと、3月の提案した後の本会議、そして並びに4月27日の委員会の中で、大きく3点ほど積み残しがあったのではないかと、積み残さないし、ここは問題だというふうな指摘があったのではと考えております。

1点目が、飯塚市の自然環境保全条例と、提出している条例案の整合性についてであります。こちらについては、本会議でもお答えしましたし、委員会でもお答えしましたが、改めてお答えしますと、私どもとしては問題ないと考えております。もともと自然環境保全条例で、このメガソーラー白旗山、見ていただけたら分かるように、止めることはできず、実際にできてしまいました。そういったことを防ぐために、こういった条例を作らせていただいております。もし問題があると考えるのであれば、どこがどのように整合性がとれていないのかを具体的に指摘していただければ、それについて委員会のほうで十分審査の上、必要であれば修正をするというふうな形になるのではないかと思います。

もう1点、法と条例との関係であります。先ほど、書籍の、先ほどの提出資料の4番で、第一法規の政策法務研修テキストをご紹介させていただきました。こちらのほうで見ていただけたら分かるように、法と条例については、必ずしも、法律が、その部分があったら、もうやっちはいけないんだよ。ではなくて、実際にそれが、そこがあるかどうかを判断するというふうな形で、もう最高裁判例が出ております。その部分を含めて、現実には、この新聞記事では184自治体、そして、地方自治研究機構のホームページは192自治体が条例を制定しており、この部分に関しては十分クリアしていると考えております。

あと、国の制度の移り変わりについてであります。国の制度の移り変わりについては確かに、少しずつ変わってきております。4月にスタートしました改正FIT法では、改正FITの認定事業者に対しては、太陽光パネルの廃棄費用の積立て等が、制度化されております。しかし、まだまだ、現在、4省庁の合同検討会がされているように、まだまだ不安定な状況にあります。だからといって、すぐに法整備がなされる、そしてそれが解決するものではありません。と考えるならば、法整備がされるまでの間、飯塚市の中で、同様なことが起きないように、そしてまた、現状にある太陽光発電設備の維持管理について、適正なコントロールができるように条例を提案させていただきます。早期の可決を求めます。

この条例を提案した後に実は、白旗山の方々とお会いしました。これが本当に白旗山のメガソーラーができる前に、条例ができたならよかったんだけどねという話ございました。片一方では、こういう条例ができると、少しでも管理に対してコントロールが利くのでありがたいと。そしてまた、今、6月23日です。もうそろそろ梅雨に入って大雨のシーズン。そしてまた、9月には台風のシーズンがやってきます。そういったことを考え合わせると、問題があるのであれば、それについては当然のことながら、十分審査すべきだと思いますが、実際に困っておられる地域の住民の方々、そしてまた、飯塚市の環境を守るためにも、早期の可決を望みたいと思っております。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、まず、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

条例に関しましては、やはり再生可能エネルギーを進める中で、やはり環境破壊ということも起きて、ある程度の抑止力にはなるんだろうということだと思いますけれど、この条例を動かすのに、読んでもらったらわかりますけど、規則で動かすほうが大分多いですよ。その規則については、もちろんこれ執行部が条例を動かしていくんですけど、規則については、どういうふうに考えていますか。

○江口議員

私どもは立法機関であり、実際に執行機関の行政のほうで条例の運用をしていただく形になります。当然、規則に関しては、議会が作ることはできません。執行部のほうで作らせていただく形になります。私ども今回、条例の中では附則で、施行については、60日を超えない範囲内で施行するというふうに書いております。つまり、公布から約2か月経ってから、条例はスタートしますということでございます。現実はこの施行規則を作ろうとすると、参考にする部分は十分ございます。私どもが大きく参考にした神戸市でも、当然のことながら施行規則がございます。そしてまた、非常に充実した資料が、神戸市のホームページに載っております。また、もう1つ参考にさせていただいたのは、大阪府が市町村向けに作ったひな形であります。こちらのほうの中でも、以前提出しましたが、大阪のモデル条例、ひな形ですね、こちらの20ページには、規則の例がございます。こういった形で参考にする部分は十分ございますし、当然のことながら、もう既に先行して作っている192の自治体の条例に連なる施行規則は、既にありますので、その中で、それを見る中で取捨選択していただければ、飯塚市の職員の皆様方優秀でございますので、1か月もあれば十分可能と考えております。もし、どうしてもこの部分で、執行部のほうがこの期間が短いと感じるのであれば、委員会のほうにご相談いただき、附則の施行日について、60日となっている部分を、例えば、もう1か月、30日追加することはできないのかとか、そういった話をさせていただき、委員会においてご判断いただければと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかにないようですので、議題全般に関する質疑を許します。なお、質疑に際しましては、まず、提出者または執行部のどちらに対する質疑であるか、明確にした上で、発言いただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○佐藤委員

では、執行部にお尋ねいたします。前回の委員会で、4月からの新たな法整備の動向を見ているとの答弁がありましたが、現在の動向はどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

○環境整備課長

国の法整備の動向でございますが、本年4月以降、新たに制度改正による動きがあっておりますが、まだ詳細については、お伝えすることができない状況であるということを確認しております。

○佐藤委員

それは大体いつ頃になるか、見当もつかないでしょうか、お伺いいたします。

○環境整備課長

国の動向でございますが、現在のところ、関係省庁等にホームページ等で確認をさせていただいておりますが、具体的に日にちにつきましては、まだちょっと把握できていない状況でございます。



○佐藤委員

提出者については、自分の持論を言われましたが、私は、多分もうそろそろ出るんじゃないかと思っております、近いうちに。そこはやはり見ておきたいと私自身は思っております。

それでは続けて執行部にお尋ねいたします。4月の委員会において、同僚議員より、飯塚市には既に自然環境保全条例があり、今回提出された条例案とこの自然環境保全条例との違いについて、精査・整理していただきたいとの意見がありましたが、現在の状況はどのようなのかお伺いいたします。

○環境整備課長

現在の状況でございますが、大変申し訳ありませんが、慎重に精査を行っている段階でございます、今回、現在、提出できる状況ではございません。

○佐藤委員

その精査は、次回の委員会までにできるかどうかお伺いいたします。

○環境整備課長

はい、次回までには提出いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 11:26

再 開 11:41

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件については、慎重に審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「新たなごみ処理施設建設候補地の選定について」、報告を求めます。

○環境対策課長

「新たなごみ処理施設建設候補地の選定について」ご報告いたします。提出資料にて説明させていただきます。

今日まで、ふくおか県央環境広域施設組合を中心に、新たなごみ処理施設建設候補地に係る事務を進めておりましたが、今回その候補地が選定されましたので、ご報告するものです。

最初に、上段に記載しております、候補地選定までの経過について説明いたします。まず、既存の可燃ごみ処理施設3施設の敷地での建て替え検討と、公有地を中心とした65か所の検討対象地の絞り込み作業を行った結果、検討対象地を9か所に絞り込みました。その後、外部有識者等で構成する候補地選定会議にて協議を行い、3か所に絞り込み、最終的に正副組合長会議、構成市町首長にて、下段に記載しております主な事由について、協議検討を重ねた結果、建設候補地の最終選定に至っております。

候補地は、中段に記載しております、桂川町大字九郎丸275番地72外5筆、2.7ヘクタール及び隣接民有地山林で既存の施設であります桂苑の敷地となっており、概ね5ヘクタールが必要と想定しております。

最後になりますが、今回の候補地選定につきましては、構成市町、飯塚市、嘉麻市、桂川町、

小竹町で同様の報告がされており、現在、ふくおか県央環境広域施設組合において、建設候補地が位置する桂川町の協力の下、地元関係者等との協議等を行っているところであります。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

候補地の分の今説明があったんですけど、ちょっとすみません、私のほうでちょっと理解がちょっとできなかったんですけど、既存施設の周辺という言い方だったんですかね、すみません、それとはまた別というあれなのですか、ちょっとそこだけ説明してもらっていいですか。

○環境対策課長

既存施設があります桂苑の敷地を含めて、その隣接民有地山林も含めたところで、概ね5ヘクタールの土地が必要であると想定しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

ここで、桂川の今の桂苑の周辺地域の5ヘクタールということなんですけど、資料の中の①ですね、上の段の。ちょっと確認したいんですけど、3施設の敷地の代替を検討ということだから、ここ1か所に集約して、あとの2施設についてはもう廃止という考え方になるのでしょうか。

○環境対策課長

令和12年度からは、もう1施設で稼働していくということになりますので、残りの2施設は廃止ということになります。

○吉田委員

その中で、小竹を交えたところというお話なんですけど、小竹も今度から参加してごみ処理施設に参加するという考え方なのでしょうか。その点はどうでしょう。

○環境対策課長

小竹が組合に加入している部分につきましては、し尿と火葬場に関してでありまして、ごみ処理施設に関しては、小竹町は入っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：46

再 開 13：01

委員会を再開いたします。

午前中に保留になっておりました「議案第61号 財産の取得（移動式観覧席）」の資料要求が行われておりましたが、その続きを行いたいと思います。

執行部にお尋ねします。一覧表に記載のとおり、金子委員及び永末委員から要求がっております資料は提出できますか。

○スポーツ振興課長

移動式観覧席の仕様書、それと、移動式観覧席のメーカーカタログの資料は、準備できます。

○契約課長

指名競争入札に応札した3者の登記簿謄本、指名競争入札に応札した3者の飯塚市との取引実績調書、移動式観覧席の入札の概要、指名競争入札を辞退した10者の辞退届、移動式観覧

席の仮契約書、指名競争入札に応札した3者の競争入札参加資格申請に係る申請書、指名競争入札に応札した3者の競争入札参加資格申請に係る営業経歴、指名競争入札に応札した3者の競争入札参加資格申請に係る取扱品目表につきましては、非公開部分を除き、提出をすることができます。指名競争入札に応札した3者の競争入札参加資格申請に係る財務諸表につきましては、内部の情報につきましては、公開可能な情報と企業の内部の情報が含まれており、その判断に時間を要しますので、現時点でお出しすることはできません。

○委員長

要求のありました資料のうち、提出できるとの答弁がありました資料の要求について、1件ずつお諮りします。まず、移動式観覧席の仕様書について、要求することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

次に、指名競争入札に応札した3者の登記簿謄本について、賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 )

賛成多数。

3番目に、移動式観覧席のメーカーカタログについて、要求することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

4番目に、指名競争入札に応札した3者の飯塚市との取引実績調書について、要求することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

次に、移動式観覧席の入札の概要について、要求することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

次に、指名競争入札を辞退した10者の辞退届について、要求することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

次に、移動式観覧席の仮契約書について、要求することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

次に、指名競争入札に応札した3者の競争入札参加資格申請に係る申請書について要求することに賛成の議員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

次に、指名競争入札に応札した3者の競争入札参加資格申請に係る営業経歴について、要求することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

次に、指名競争入札に応札した3者の競争入札参加資格申請に係る取扱品目表について、要求することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。

よって、今申し上げた賛成多数の資料については、要求することとします。

暫時休憩いたします。

休憩 13:06

再開 13:23

委員会を再開いたします。

資料が準備されていますので、サイドボックスに掲載いたします。ご確認ください。それでは、質問をお願いします。

○金子委員

たくさんの資料を短時間にありがとうございました。お手数をおかけしましてありがとうございます。それでは質問させていただきます。

まず、資料をたくさん上げていただきましたが、まず、この固定式観覧席と移動式観覧席があると思うんですけども、この観覧席を取り扱うようになった話合い、おそらく、この令和2年5月26日の協働環境委員会で、体育館のことが契約として成立したんだと思いますけど、それは正しいですか。そこを教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:24

再開 13:26

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

令和2年5月26日の協働環境委員会において、契約の締結議案を提出したときのものでございます。

○金子委員

それで、私もその内容を確認させていただきました。議事録がありまして、10ページ目になりますが、そのところで、建築課長がこう言われています。「3回目につきまして、上げましたところの内訳のものですが、まず、外構工事で9600万円ほど。また、椅子関係で8千万円ほど。残り資材価格や労務単価の増減、全部見直した中で2400万円ほど。トータルで約2億円の増となっております」というふうに、議事録にはなっておりました。この椅子関係という言い方なんですけれども、この椅子関係は、何が具体的に入っているのか教えてください。

○スポーツ振興課長

まず、この契約に関してでございますけれども、3回入札を行っております。まず、1回目の入札がありました。それが中止になっております。2回目の入札に当たって、その際の設計時に、外構工事。それと1階にあります移動式の観覧席。それともう1つ、1階にあります今回議案で出させていただきます完全に移動する観覧席。1階の観覧席が2つありますけれども、そのどちらとも抜いております。3回目におきましては、抜きました外構工事、それと1階の壁に固定されてある移動式の観覧席、これを戻しまして設計を行っております。

○金子委員

この固定式のことを8千万円かかったということですか。椅子関係というのは、固定式のものということですね。移動式は、この中にはなかったということよろしいんですね。そうすると、その同じ日の市長のお答えに、「この2億円の増額につきましては、先ほど建築課長が説明しましたとおり、1回目から2回目の入札のときに外していた分を、2回目から3回目のときに、外構工事、それから可動式椅子の工事を含め、さらには、労務単価や資材単価を実税価格と調整するという中でどうかということでも、総額で約2億円でございました。その辺の

説明を聞きました。現状を考えたときに、その工事の中に含めなければ、本市として予定している期日までの完成も難しいというような説明も併せて聞きましたので、この2億円の増額をし、発注するということで承認したところでございます」というような、答弁いただいています。この中では、市長は可動式の椅子の工事も含めと言われてはいますが、そこはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

○スポーツ振興課長

午前中のときに資料の説明をさせていただきましたけれども、体育館アリーナ1階の観覧席については、2種類ございます。壁に固定をされてひな壇状に出てくるタイプの椅子、それともう1つが、ふだんは倉庫に直して、それを任意の場所に運んでいける、それもひな壇状になる移動式の観覧席、この2種類がございます。そして、今、議員がご指摘の分、この3回目の入札におきましては、壁に固定されている観覧席、これは工事のほうに戻しました。そのことが今の発言の趣旨となります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:32

再 開 13:34

委員会を再開いたします。

○金子委員

やっと意味が分かりました。移動と可動と固定の違いがよくわかりましたが、そもそもこのときに、この委員会で、本当にきちんと説明がされていたというのはどうなのかなと、ちょっと心配になりました。

あともう1つお聞きしたいんですけれども、いくつかお聞きしたいんですけれども。この今回頼むのが移動式ですよね。そしたら、もう既に可動式は、もう建築工事のほうで発注されているというふうに考えていいということでしょうか。

○スポーツ振興課長

固定の可動式の椅子については、もう発注がされております。

○金子委員

では、この写真でも分かるんですけれども、これは移動式の分と可動式の分は同じメーカーなのですか。

○スポーツ振興課長

今回の入札においては、同一メーカーとなっております。

○金子委員

では今回、入札を行うに当たり、事前に2者に見積りをとったというふうに、本会議のほうでご答弁されておりましたが、その2者とはどこなのか教えてください。

○スポーツ振興課長

依頼した業者は2者でございますけれども、会社名、また、その見積金額については、非公開となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

辞退届を全部見せてもらったなら、取扱いがないと答えた方が6者ですかね。そして納期が間に合わないと答えた方が4者、13者の中で10者が辞退して、こういう内訳になっているということですが、私はこれは異常ではないかと思うんですね。この仕様書も見せてもらいましたが、この仕様書が汎用型になっているか。要するに、どのメーカーでもある程度、メーカー指定ということではなくて、ある程度対応できるような仕様書となっているかとかい

うのは、ちょっとよくわかりません、はっきり。仕様書を見てもわかりません。それは仕方ないというか、しょうがないとして、その4者は納期が間に合いませんということですよ。そもそも、2回不調になって、3回目の入札のときに工期が間に合いませんので、可動式と外構工事は、本体工事の中に入れます。工期がその分押しているの、間に合わないの、その中に入れますということを入れたという話でしたよね。それであれば、その外した移動式というんですか、この備品で出したやつね。ここの納期も考えてしかるべきだと思う。2年間ですよ。その納期を、4者が間に合いませんと来ていますけれど、その発注時期に何か問題があったのではないですか。その辺ちょっとお聞きします。

○スポーツ振興課長

今回の移動式観覧席につきましての納期、納期限といえますか、以前、その設計時のときであつたりとか、ちょっと前に確認をしたときは、一般的には半年間、6か月で納入ができるというのを確認いたしております。ただし、昨今の社会情勢、いろんな輸入物とかいろいろありまして、昨年度末の段階で、ちょっと6か月では厳しいと。そのため、6か月から8か月、9か月ぐらいあれば大丈夫ということのを伺いまして、今回6月議会のほうに提案をさせていただいて、納期を9か月間確保するという形で、今回入札を行ったものでございます。

○城丸委員

業者に聞かれて、半年では難しいと、9か月だったらいいと。それで、聞かれて出した結果が、4者納期は間に合いませんということですよ。どこに聞いたんですか。

○スポーツ振興課長

見積りを受けたところの業者に、納期限は最終的に聞きました。

○城丸委員

この業者間では、その見積りをとった業者が非常に強いんですよ。その入札に関してもね。そこだけに聞いてするというのは、ちょっとほかの業者にとっては、やはり不利じゃないかと思うんですよ。全者に聞いたのならいいですよ。それで一番長いのをとりましたというのなら話はわかります。そこに聞いて、そこだけのために、そこだけの納期でこれを決めるというのは、やはりおかしいのではないですか。やはり、それ全部に聞いて、どれぐらいで間に合いますかと聞いて、そして一番長いのをとると。時間は十分にあつたはずですよ。債務負担でも何でもとれるんですから。その辺どうなんですか。

○スポーツ振興課長

先ほど申したとおり、通常であれば6か月で納期が可能という移動観覧席になります。今回、こういう社会状況の不確定さを加味したところで、9か月というところで十分かという判断をしたところでございます。

○委員長

城丸委員、入札制度全般にわたって質疑されているようですので、少し変えて、（発言する者あり）入札制度全般にわたっているような気がしますので、変えられたら――。

○城丸委員

今、6か月という話は、それは見積り業者ですか。6か月で大丈夫というのは、それはもうあとで大丈夫。それで、9か月でしか間に合わないの、最近の情勢で。それで結果、4者は納入は間に合いませんと言う事態は出ているのではないですか。おかしいと思いませんか。それは間違いだと思いませんか。

○契約課長

今回の移動式観覧席の入札に限らず、過去にも同様の物品の発注ございますが、その場合におきましても、納期が間に合わないというような理由で辞退される業者さんがいる入札というのは多くございます。

○城丸委員

過去にそういう入札もあるから、今回もいいんだという答弁ですか。だから、言っているのは、全部に聞いて、全ての業者に聞いて、どれぐらいで間に合いますかと。それで一番長いのをとって、やはり間に合いませんでしたというのだったらわかりますよ。特定の業者に聞いて、その意見だけ取り入れて、やった結果がこれではないですか。4者も辞退が出ているんですよ。おかしいと思いませんか。

○契約課長

物品の入札に際しまして品物を確保するというのは、各業者さんのほうで取引先との関係や会社の体制など、いろいろな条件がありますので、そこそこで間に合わないというような事情があるのは、特におかしなところではないというふうに考えております。

○城丸委員

私はそういうことを言っているのではなくて、私も知っていますよ。契約していますんでね。知っていますが、多く聞きましたかという話をしている。特定の業者に聞いて、それだけで判断しては駄目ではないですかと言っている。だから、やはり品物が手に入りませんでしたというのはありますよ。それはわかっています。ただ、特定の業者だけに聞いて、それでそれを納期にするのはおかしいのではないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:47

再 開 13:48

委員会を再開いたします。

○久世副市長

ただいま、質問委員のご指摘でございます。納期の関係で今回辞退者が4者出られたという話で、当然、全者に納期がどのようになるのかというのを聞くのが、これが理想かもしれませんが、しかしながら、先ほど契約課長が言いましたように、業者さんがその品物を手配してその入札に臨む、これは業者のいわゆる民間ノウハウでございます。それで、これは質問委員も御存じのように、見積りを業者さんが出すのをはっきり言って喜びません。これは何でかという、入札時の勝負札になりますので、我々も全者から入札をとるということは、なかなか難しゅうございます。また、参考意見を徴するの、ここもやはり業者さんの駆け引きの分もおありになるかもしれない。ですので、なかなか聴取する分が難しいことがございます。ただ、そういった形で業者さんの意見を参考にし、その後、我々は今回の入札自体もそうなんですが、全者に指名通知を出します。その中には仕様書もあっておりますし、納期もその中にうたっております。それで、ここはその後に、当然質問期間を設けるのですが、例えば本当に偏った業者さんでしか対応できないような内容とか納期になっておれば、必ずこのときに意見が寄せられます。契約課は何を考えているのかというふうなこともありますので、当然そういった意見等があれば、我々も内部で早急に協議し、検討いたしますけれども、今回の入札に際しましては、質問は1件あったように聞いておりますけれども、そういったような問合せ等もございませんので、そのまま入札を執行した次第でございます。

○城丸委員

それはよくわかりましたけれども、私が言いたいのは、やはり透明性とか競争性の確保とかいうときには、やはりできるだけ多くの業者の方に参加してもらって、入札をするというのがやはり本当と思うんです。その期間がなかったなら別ですけど、みんな発注なんか前にしていいわけでしょう、はっきり言って。ぎりぎりになってしなくても、前にしていいわけではないですか。債務負担行為もとれるんですから。本体工事が令和2年ですか、議決が。それから以降、期間があるではないですか。この間に発注すればいいだけで、何もぎりぎりになって発注する必要はないではないですか。そういうことを言っているんです。やはり意見は、業

者の意見も、そういう質疑応答の時間を取っているということなんですけど、やはり納期なんか決めるときには、その特定の業者じゃなくて、いろいろな業者、やはり幾つも聞くべきだと思います。

ということでこの質問終わりますけれど、あともう1つ。福岡ソフトウェアセンターが入っていますよね。本会議の中でも同僚議員が言っていましたように、発注者である飯塚市長が取締役副会長になっていますよね。こういう備品の入札とか、そういう民業を圧迫するような入札に、そういう内部情報でも知り得る福岡ソフトウェアセンターを指名していいと思いますか。その辺はどう考えます。

○契約課長

入札参加資格申請におきましては、この福岡ソフトウェアセンターにつきましては、飯塚市競争入札参加資格審査申請書提出要領に定めております参加資格要件を満たしており、指名業者として登録を行っております。その要領の中に、参加資格要件を満たしておりましたら、福岡ソフトウェアセンターは株式会社でございますので、登録するという事、それから入札参加については特に問題はないものと認識しております。

○城丸委員

入札参加資格の中に、発注者である市長が取締役でいてもいいということを書いてあるんですかね。

○契約課長

入札参加資格審査申請書の提出要領におきましては、参加資格要件を4点定めております。1点目が、地方自治法施行令第167条の4に規定するものに該当しないこと。2つ目として、国税、県税及び市税を滞納していないもの。3つ目として、飯塚市内で1年以上の営業実績があるもの。それから4点目として、福岡県暴力団排除条例第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等の規定に該当しないこと。以上4点の要件を定めておりますので、これをクリアしておれば、登録は可能と考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:53

再 開 13:53

委員会を再開いたします。

○契約課長

ご指摘いただいております飯塚市長が福岡ソフトウェアセンターの役員としていらっしゃるということになっておりますが、民法第108条におきまして、契約に関しまして、双方代理という規定がございます。こちらは、同一の人間が当事者双方の代理人の地位を兼ねて契約することを禁止する規定がございます。もし、飯塚市の代表である市長が福岡ソフトウェアセンターの代表者の地位も兼ねているという場合は、契約締結を行うことができませんが、福岡ソフトウェアセンターの代表者は飯塚市長ではございませんので、契約は可能であるというように認識しております。

○城丸委員

要は、代表者ではなかったらいいと、役員だったらいいということですかね。この件に関して、私が言うわけではなくて、この入札に参加した業者が違和感を感じると。おかしいでしょうということを行っているので、私もここで質問をしているんですけど、入札関係のトップであります副市長、どう思いますか。

○久世副市長

ただいま、契約課長が答弁させていただきましたように、法的には問題はございません。今質問委員がおっしゃられるように、福岡ソフトウェアセンター、三セクの業者でございますの



で、要は公が絡んでおりますので、そういった感情的な部分のご意見等は、私も聞いたことがございます。ただ、福岡ソフトウェアセンターが設立されて、今までずっと指名登録をいただいている中で、今まで入札をずっと行ってきております。ただそういった意見も、たまに私もお聞きすることがございます。

○城丸委員

政策的に福岡ソフトウェアセンターもひとり立ちしないといけないのだから。ひとり立ちさせようということで、そういう政策的な発注とか、そういうのはやってきた経緯があると思います。ただ、こういう民業圧迫のときには、やはりおかしい、違和感があるんですよ。今後の検討課題ということでよろしく頼みます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

資料のほうのご準備ありがとうございます。ちょっと私のほうが基本的なことになるかもしれませんが、数点聞かせてください。まず1点目が、先ほどの城丸委員とのやりとりの中で、副市長のほうから、この案件に関して質問が1件ぐらいしかなかったみたいなことで、答弁あったかと思うんですけど、そこは確かで間違いはないですか。

○スポーツ振興課長

1件のみでございます。

○永末委員

私が資料要求で、入札概要について資料要求させてもらっていますけど、要はこの入札に関して、1件しか質問があっていないということでもいいんですかね。

○スポーツ振興課長

1者から質問がっております。その中身は何点かございますけれども、1者からあっております。

○永末委員

私が要求させてもらっている仮契約書のほうに、それがついてるんですね、最後の方に。仮契約を見ていきますと、仕様書がついていて、そのあとに質疑事項がついているんですよ。これのことですかね。これは要は1者から出た質疑事項という感じですかね。さっき1件しか質問がなかったと言われたんで、1件だけなのかなと思ったんですけど、要は1者からしか出ていないということですかね。確認させてください。

○スポーツ振興課長

今おっしゃられたとおり、1者からこの質疑事項の質問がっております。1者からの質問です。

○永末委員

事業者はどこの事業者ですか。

○スポーツ振興課長

申し訳ありません。非公開となっております。ご理解をお願いします。

○永末委員

13者指名されていますけれど、質問されたのは1者だけということですかね。その質問があった日にちとかもお答えいただけないんですか。

○スポーツ振興課長

申し訳ありません。日付、今手元に資料がございません。日付がちょっと確認ができません。ただ、回答をしたのは、5月13日に回答いたしております。

○永末委員

あと、私のほうでちょっと通告させてもらった分と言いますと、私の番号でいうと「永末委

員1」という入札概要とあるんですけど、入札指名の通知書を、見積通知書をつけていただいているかと思うんですけど、これはどういった形で、それぞれの指名資格のある事業者さんに通知されたのでしょうか。

○契約課長

入札の指名の通知につきましては、電子メールによる通知を行っております。

○永末委員

これは日にちが4月28日になっているんですけど、4月28日に通知をされたということでもよろしいですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○永末委員

私のほうの資料で、「辞退届2」というのがあるんですけど、先ほど同僚委員のほうからも辞退届について質問があっていましたが、この中で、要は、10者分つけていただいているかと思うんですけど、2者目のところが、その4月28日、通知が行ったその日に辞退届とか出されているんですね。ほかにも見ていきますと、5月17日であったりとか、というところなんですけど、受け取ったその日に、もうこれはできないというふうな判断をされたんですかね、ここは。

○契約課長

辞退届に取扱不可と書いておりますので、そのように判断されたというふうに考えております。

○永末委員

あと、13者指名されていて、実際、状況としては10者が辞退されてるわけではないですか。この状況について、実際、市役所としてはどう思われていますか。

○契約課長

入札におきまして13者指名しておりますけれども、10者が辞退したということは、それぞれ辞退届に書かれていますとおり、取扱いがない場合であったり、取引の関係で間に合わないということを、各社が判断された結果だというふうに考えております。

○永末委員

特段、市役所のほうで不手際がないというか、問題はないというふうに考えているという回答というご理解でいいですか。

○契約課長

そのように考えております。

○永末委員

それぞれの認識の違いかもしれませんが、私はこの状況が通常と言えるのかなというふうな部分には抱いています、感想として。実際、入札に関して談合情報みたいなのは届いてないんですかね。

○契約課長

ございません。

○永末委員

そのことに対して、確認はされましたか。それぞれの事業者の方とかに。

○契約課長

情報があっておりませんので、確認は行っておりません。

○永末委員

辞退届を出されたところとかに、そういった情報とかというのは、確認はしていないですか。

○契約課長

行っておりません。

○永末委員

実績調書とかも出してもらっているんですけど、実際に今回の落札されている事業者の実績を見させていただきましたけれど、この納入実績のところ、ちょっと黒塗りになっていないので、読み上げていただいていた方がいいですか、上から。

○契約課長

件名を申し上げたいと思います。軽中量ボルトレスラック外21件、DELL製児童生徒用タブレット端末購入6台、同じく、DELL製児童生徒用タブレット端末画面割れ有償修理1台、DELL製児童生徒用タブレット端末画面割れ有償修理1台、それからコピー用紙、ファイル、保存袋、クラフトパッカー、それから、DELL製児童生徒用タブレット端末購入3台、ちょっと省略いたしましてそれからもう1点購入1台、もう1つ購入1台、それから、画面割れ有償修理1台、ボトムカバー交換1台、タブレットヒンジ交換2台となっております。

○永末委員

契約金額も。契約金額、どうしてはしよるのですか。全部読み上げてくださいと言ったんですけど。

○契約課長

契約金額につきまして書いておりますが、これは、ここの提出している会社のほうが、単位を間違えて書いて提出しております。それをそのままお出ししておりますので、これは円単位になりますので、円単位で申し上げます。上から192万5千円、32万3400円、4万5100円、4万5100円、5万7860円、16万1700円、5万3900円、5万3900円、4万5100円、2万9700円、3万2350円となっております。

○永末委員

これが間違っているのですね。たしか1人の従業員しかいない方。ところが、これだけの売上げを作っているのかなと思ったんですけど、これ千円単位ではないんですね。よくわかりました。これは実績調書、3者要求したと思うんですけど、2者分しかないんですけど、これはどうしてですか。

○契約課長

3者のうち株式会社S・Yについては、実績がございませんので添付がありません。

○永末委員

実績がないところでも、別に指名されるんですかね。

○契約課長

先ほども申しましたが、入札参加資格審査申請の参加要件に該当しておれば、登録ができるものと考えております。

○永末委員

私のほうの資料5で営業経歴書のほうですけど、これを出していただいた理由として、従業員数がどのぐらいなのかとか、営業年数がどのぐらいなのかとか、主たる営業はどういったことされているのかなとかというのを、ちょっと調査したかったのでお願いしたんですけど、落札業者さんに関して、この営業経歴書上では、従業員は1名になっているんですけど、これは現在はどうなっていますか。このまま変わらないですか。たしか役員の方が2名いらっしゃると思うんですけど、そういった方は含めずに、この1名というふうな感じになっているんですかね。

○契約課長

これに従業員1名と書いておりますが、これは入札申請時に書いておりますもので、その後、どのようになったかというのは、報告もありませんし、調査も行っておりません。

○永末委員

今回、7800万円ぐらいの契約議案だと思うんですけど、それを飯塚市のほうが納入をお願いされているかと思うんですけど。実際、さっき、調書を見ても実績が二、三万円の実績から一番大きいので192万円ぐらい。内容的にも児童生徒用のタブレット端末とかですよ。あとコピー用紙の納入実績が飯塚市にありますけれど、今回の契約が、果たして納入できる事業者なのかなというふうに私としては感じるんですけど。あと従業員数も確認されていないということですけど、この書類上は1名になっていますけど、実際にアフターメンテの問題とかも出てくると思うんですけど、そういったことがやれる事業者ということで、市としては考えたんですか。

○契約課長

また、先ほどの繰り返しになりますけれども、入札の参加要件を満たしておりまして、応札して、落札をされておりますので、これから納入のほうに入っていくということになっておりますが、物品の入札でございますので、特に問題はないものと考えております。

○永末委員

わかりました。取扱品目表のほうも出してもらったんですけど、これ一番ちょっと見たいなところがあったところ、全部黒塗りなので、正直あんまり意味がなかったかなと思います。メーカーと、この辺りがどうなのかなと思ったんですけど。ここが黒塗りにされている理由は何でんですか。

○契約課長

取引先につきましては、各社がどのメーカーと取引を行っているということになりまして、それは企業の内部の情報に該当いたしますので、黒塗りとさせていただきます。

○永末委員

あと、ちょっと聞きたかったのが、私が要求した分ではないんですけど、今回、「議案第61号」の分で補足資料として出されている、そちらのほうを出していただいた書類で、この図面ですね。この図面で、右のほうで見ますと、赤枠線で囲われているのが移動した状態というところであるんですけど、ここに設置する用の備品になってくる。この左側のやつは違うのですか。

○スポーツ振興課長

ここでお示しさせてもらっている位置ですけども、移動した状態として、ここにも置けるということでございます。ここだけにしか置けないということではございません。左側の観覧席については、ここでしか置けません。壁にくっついてありますので移動できないもの。この分で工事に入っているものとして左側のほうはそうです。右側のほうはここも想定をしておりますが、ほかのところにも置くことができます。

○永末委員

さっきずっと書類のほうで、その事業者の状況というのを確認させもらったんですけど、これはもともとは今回の分というのは、建設工事でやろうというふうに考えられていたかと思うんですけど、その建設工事の場合は、例えば、名簿に登録する際も、経営事項審査でありますとか、そういったのをきちんと経た上で、事業者としての規模でありますとか、名簿上もランクづけがありますので、ある程度適切な規模の事業者が、適切な仕事をとれるような状態になっていると思うんですけど、今回に関しまして物品になりますので、そういった部分での担保みたいなものがちょっとありませんので、その辺りが本当に、今お聞きした事業規模でやれるのかなというのが、一番私としては心配する部分なんですけど。これもともと工事だったので、工事で担保されるはずの部分だったと思うんですけど、それが今回物品になっているので、その辺りというのは、発注される際に、何らかの厳しいといいますか、制限といいますか、そういったのは、考えなかったのですか。規模制でありますとか、例えば、今回その貸借対照表とか私は要求しましたが、出していただけませんでしたので、そういったところを見ることが

できないんですけど。その辺りをお役所の中で、内部で協議されたりされなかったのか、その点に関して。

○契約課長

質問委員がおっしゃいました工事のほうでは、経営事項審査のほうの提出があるということですが、これにつきましては、工事のほうはその経営事項審査の結果表がなければ、市と契約ができないという条件になっておりますので、提出していただいているというところがございます。物品のほうにつきましては、特にそういった資格などの法的な縛りというのはございませんので、先ほども申しましたが、要領に書いております参加資格要件を満たしている限り、納入は可能というふうに考えております。

○永末委員

ちょっと趣旨が違うんですけど。要はそれは分かるんですけど、その中でも状況が状況なので、本来は建設工事でやろうとしたものを物品のほうに今回切替えていったわけですから、ただ完成されるものは同じだと思うんですよ。そうなりますと、もともと担保されようとしてた部分というのが抜け落ちているわけではないですか。今回に関しては。そこに関して、物品であろうとも厳しいそういう審査を、特別にやる必要があったんじゃないかということをお考えなかったのかなと思って、その部分をお聞きしています。

○スポーツ振興課長

今ご指摘のリスクに対する対応になろうかと思いますが、それについては仕様書のところで、補償のところで、この仕様書に記しているものについては、メーカーとして、メンテナンス、アフターサービスができるところ、また補償期限等々を記させてもらっております。その商品が入るところで、当然納入業者さんはそれも踏まえたところで、この移動観覧式を納入していただくということで私どもは考えております。

○永末委員

すみません。ちょっと余り理解はできませんでしたが、今の答弁で。仕様書についてお聞きしますけど、この仕様書は見させていきますと、私、素人なので見当違いのこと言ったら申し訳ないんですけど、何かすごく具体的だなというふうに、この仕様書自体を見ているんですけど、何かこの仕様書を、そもそもこの仕様書というのは、市役所のほうで作っているんですか。

○スポーツ振興課長

この仕様書は、私ども市役所のほうで作成をいたします。

○永末委員

かなり詳細な仕様書なんですけど、これは何か基になるような製品というのがあって、この仕様書を作られない限り、ここまで詳細な指定というのはなかなかできないのではないかなと思うんですけど、何か基になるような商品みたいなのが、もともと市役所のほうであったんですか。

○スポーツ振興課長

今回のこの仕様書を作成に当たりましては、先ほども申しましたが、もともと実施設計の中で、こういう商品を入れていくということは決まっておりました。その時の設計事務所と協議しております。そのときの資料がございますので、それを基に作成をいたしました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:20

再 開 14:29

委員会を再開いたします。

○永末委員

すみません。最後1問だけ。先ほど部長の答弁で、仕様書は何を基にという話の中で、以前、

建築工事を考えていたので、そこら辺の設計を基にというふうなお話をされたんですけど、それは間違いはないですか。もう1回いいですか。

○市民協働部長

仕様書の策定については、そういう形でやりました。間違いございません。

○永末委員

となると、すみません、最初に建設工事の中で仕様書の部分ができているのであれば、その情報の部分で差が出るのではないかと思うんですけど。要はその本体工事に関わっているところというのは、事前にその仕様書のある程度の情報を入手できる立場にあるかと思うんですけど、そこに関してはその問題点とかはあるとは考えなかったのでしょうか。

○市民協働部長

すみません、まだそれは実施設計の段階ですので、工事契約業者とかまだ決まっていない段階でございますので、そこについては問題ないと思います。

○永末委員

いやでも、結局今回のその仕様書というのは、それに基づいて作成されているわけですから、納入品がですね。となると、一番最初に関わっていた段階で、施工業者さんのほうとかが、そこら辺の仕様を見れる状況にあった方というのは、そこが有利に、条件的に有利な状況にあるのではなからうかなと思うんですけども。

○スポーツ振興課長

施工業者さんは、一切この分については知り得ません。設計の段階で協議を行ったものですので、契約後、建築工事設計後については、この分については何も記されておられませんので、そこは問題ないかと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

最終的にこの製品が、移動式観覧席が体育館に取りつけられれば、それは私はもともと工事の計画の中に入っていたんですから、それはそれでいいんだと思うんですけど、工事なのか、それとも事務用品になる備品と扱うのかというところで、最終的にはどうか、その3回目の入札のときに、備品として取り扱おうというふうに決められたんですよね。お金は大体8千万円ぐらいかかるということはわかっていた。それを工事にするか、備品にするかというところで、備品にするというふうに決めたのはどなたですか。

○スポーツ振興課長

協議して決めましたけれども、最終的な決裁ということであれば、市長ということになります。

○金子委員

その記録がないということでしたよね。いいですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:33

再 開 14:34

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

協議した記録というものは、会議録等々の記録はございません。ただし、その工事を発注するに当たって、こういう工事を発注する、当然、そのときにこの分については省く、という部分の決裁について、市長のほう、最終決裁は市長で受けております。

○金子委員

8千万円かかることを、やはり記録がないというのは大変私とかからすると、不思議だな、市民の方が不信を持っても仕方ないなというふうな感じがします。そしたら、これを備品として取り扱う、何て言うんですかね、利益というか、ベネフィットというか、そういうものがあったから備品にされたんだと思うんですよね、建築工事ではなく。それはどういったベネフィットがあるというふうに考えられたんでしょうか。

○スポーツ振興課長

最初の設計の段階におきましては、全体の統一感であったりとか、統一感、それぞれの椅子、2階、1階の椅子、それぞれ合わせたところで統一感を求めたほうがいいということで、工事の中で発注を考えました。ただしそれができなくなって、3回目の入札においては、再度、全ての項目を見直す中で、この移動式観覧席については、備品がいいと。そもそもの分でいう備品というのが、持ってきてそこに置くだけの物ということになりますので、もうこれは通常備品であるという考えのもとに見直した結果で、今回の分については、備品ということでさせていただいたところでございます。

○金子委員

意味が分かりません。何が利益というか、何の利点があるから備品としたんですかと私は聞いているんです。

○スポーツ振興課長

備品でしたほうがいいという、利益ということではなくて、この物自体がそもそも備品であるというふうに考えたところでございます。

○金子委員

では、すみません、その仕様書いろいろ書かれているんですけど、これだけ細かい仕様書があるということで出されたのだったら、この仕様書をもとに見積り取られていたんですよね。そしたらその何と言うんですかね。見積りを取られたところというのは、このももとの観覧席と同じものになったんですか。固定の物、さっき同じ感じの物がいいというふうに言われたんですけれども、違うものでもよかったという形で考えられたんですか。

○スポーツ振興課長

この仕様書におきましては、製品指定はしておりません。参考とする商品というのはございますけれども、それ以外の物、それ以外のメーカーでも造る、納入ができる物、それでも構わないという仕様書で作成をいたしております。

○金子委員

それでも構わないと言われても、これだけ細かい仕様書が書かれていたら、そんなにこう何個もできるはずはないと思うんですけれども、それはどうなんですか。

○スポーツ振興課長

この移動観覧席については、私どもの知っている限りにおいては、4メーカーございます。その中で、先ほど基となるものを売る1者について、参考には、参考というか、基あるものを参考にしてこの仕様書はでき上がっておりますけれども、それ以外のところでも、十分、これと同じものが入るといふふうに考えております。

○金子委員

では、すみません。ちょっともう質問を変えますが、飯塚市の物品役務等の入札参加資格審査申請書類というのがございますが、この中の業種が18ありまして、今回は事務用品から取られたという、それが29あったと言って、そのうち取扱品目が、事務用家具類を取り扱っている13を選んだということではありましたが、それは間違いはないですか。

○契約課長

今回選びましたのは、業種として18業種ある中の1つであります事務用品の中で、事務用家具類の取扱いのある業者となっております。

○金子委員

もう1回言ってもらってもいいですか。すみません。

○契約課長

物品の業種の分類で、本市が定めております18業種のうち、そのうちの1つであります事務用品という業種を第1希望とされている業者さんがおりまして、その中で事務用家具類の納入ができるという登録がある業者となっております。

○金子委員

ありがとうございます。私が資料要求いたしました「2. 履歴事項全部証明書」というところを見ていただきたいんですが、まずはこのS・Yさんのところで、事務用家具というのは、どこからとってきたんですかね、私から見るとわからないんですけど。

○契約課長

株式会社S・Yの履歴事項全部証明書の中に、目的として書いておりました、それに該当するところとしましては、13番のところで、次の物品の輸出入及び販売というところで、③事務用品、OA機器、家具、電気製品と書いているところが該当するというふうに考えております。

○金子委員

すみません、事務用品、事務用家具、とか事務用品、家具と書いているんですけど、事務用家具と事務用品とか家具と一緒に考えられたということですかね。

○契約課長

先ほども答弁いたしました、業種、本市の業種分類表の中で、業種は事務用品となっておりますので、事務用品に該当しているというふうに考えております。

○金子委員

すみません、私が実績調書は何もないけれども、事務用家具として取り扱ったということでのよろしいんですかね。

○契約課長

株式会社S・Yのほうから提出された申請書類の中に、実績調書として、実績調書は提出されていないということでございます。

○金子委員

では、もう1つお聞きいたします。また、私が2番目の、今度はこのグッドイナフ、3ページ目ですよ。この項目には、どこが事務用家具に当たるのですか。

○契約課長

グッドイナフ株式会社、履歴事項全部証明書の目的の欄でございますが、その中の14番、コンピュータ、周辺機器、通信機器、電話機器、ソフトウェア並びに家庭用電気製品、電子機器及び事務機器、事務用品の卸・販売・販売代理・仲介・輸出入業務というところが該当すると考えております。

○金子委員

ではもう1つ聞きます。福岡ソフトウェアセンターは、どこが目的と重なるんですかね。この目的と物品希望業種の合うところはどこなんですか。

○契約課長

株式会社福岡ソフトウェアセンター、履歴事項全部証明書の目的のうち、9番、法人または個人が製造、販売するコンピュータのソフトウェア、集積回路、通信機器、事務用機器の販売というところが該当すると考えております。

○金子委員

3者を見ても、これにぎりぎり合わせたかなという感じが私はするんですよ。やはり8千万円もの物を事務用品として取り合うこと自体が、大変無理があったのではないかなという気が、



やはりしてしまいますけど、何かそういうふうを考えることはなかったですか。もともと建築で、しっかりしたその基準がなかったのに、こうやって入札、こちらの備品に入れることに、やはり私は無理があると思うんですけど、無理を感じませんでしたか。

○契約課長

契約課のほうで物品の入札事務を行う場合は、事業の担当課、今回につきましてはスポーツ振興課のほうから、物品の入札の依頼というような形で事務が始まりますが、その際に移動式観覧席ということで出てきておりました、品物の入札の依頼があったものを見て、飯塚市が定めています物品の業種のどれに該当するかというところで判断いたしますので、今回の移動式観覧席について、この事務用品の中の事務用家具類の業種に選定したことで正しかったというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休 憩 14:47

再 開 14:57

委員会を再開いたします。質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 財産の取得（移動式観覧席）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。